

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

大阪府建築企業年金基金（以下、「当基金」という。）は、加入者及び受給権者（以下、「加入者等」という。）の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任を果たしていく上で有用と考えられるアセットオーナー・プリンシプル（アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則）の趣旨に賛同し、本プリンシプルにおける全ての原則を受け入れます。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、法令等に基づき「年金資産の運用に関する基本方針」を策定し、基金規約に規定する給付金の支払いを将来にわたって確実にを行うため運用目的を定め、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めております。また、経済・金融環境等に状況変化が生じた場合は適切に見直しを行います。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材を育成・確保するとともに、資産運用委員会の設置・運営等による体制整備を行い、その体制が適切に機能するよう取り組みます。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、受託者責任を果たしながら運用目標の実現を図るため、運用方針に基づき、運用方法の適切な選択、投資先の分散、適切なリスク管理、最適な委託先の選定等について、資産運用委員会において定期的に検討し、必要に応じて見直しを行います。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、加入者等への説明責任を果たすため、運用状況をはじめ業務概況について基金ホームページ及び機関誌をもって公表し、情報提供（「見える化」）を行います。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、加入者等のために運用目標の実現を図るにあたり、投資先企業の持続的成長に資するよう、運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施します。

その際、運用委託先のスチュワードシップ活動を促し、その活動を効率的かつ実効的にモニタリングするため、企業年金連合会が運営する「企業年金スチュワードシップ推進協議会」に加入し、協働モニタリング（当該協議会の会員と協働して運用機関のスチュワードシップ活動をモニタリングする取組み）を行います。